

発議第 2 号

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

令和5年3月24日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 石松 和敏

提案理由

宗像市行政組織条例（平成15年宗像市条例第7号）の改正に伴い、宗像市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例案を提出するものである。

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成26年宗像市条例第26号）の一部を次のように改める。

第2条第2項第1号中「、教育子ども部」を「、教育部、会計課」に改め、同項第2号中「市民協働環境部及び健康福祉部」を「市民協働部、環境部（下水道課を除く。）、健康福祉部及び子ども子育て部」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

宗像市議会委員会条例(平成26年宗像市条例第26号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人 総務部、経営企画部、教育部、会計課、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 社会常任委員会 7人 市民協働部、環境部(下水道課を除く。)、健康福祉部及び子ども子育て部の所管に関する事項</p> <p>(3) 建設産業常任委員会 6人 都市整備部、都市再生部、産業振興部、下水道課及び農業委員会の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人 総務部、経営企画部、教育子ども部、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 社会常任委員会 7人 市民協働環境部及び健康福祉部の所管に関する事項</p> <p>(3) 建設産業常任委員会 6人 都市整備部、都市再生部、産業振興部、下水道課及び農業委員会の所管に関する事項</p>